

令和2年第6回

海老名市農業委員会定例総会議事録

日 時 令和2年6月25日
13時30分～14時15分

会 場 海老名市役所3階政策審議室

令和2年第6回海老名市農業委員会定例総会

令和2年6月25日「令和2年第6回海老名市農業委員会定例総会」を海老名市政策審議室に招集した。招集委員は14名、応召委員は13名で次のとおりである。

2番 深澤 伸治 3番 清水 澄雄 4番 松島 淳一 5番 小島 富士男
6番 波多野 寛 7番 市川 和美 8番 竹内 章人 9番 新戸 和夫
10番 守屋 福夫 11番 宮墓 功 12番 金指 満 13番 二見 務
14番 大矢 美知子

また、出席した農地利用最適化推進委員は5名で次のとおりである。

15番 井上 勝 16番 鈴木 信一 18番 小松 佐一 19番 猪熊 克行
20番 齋藤 孝一

事務局の出席は次のとおりである。

事務局長 中山 康一、 管理係長 草薙 砂織、主査 加藤 友彦、主事 柴田 康平

会議事項は次のとおりである。

日程第1 議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2 議案第32号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第3 議案第33号 引き続き農業を行っている旨の証明について
日程第4 議案第34号 引き続き特定貸付けを行っている旨の証明について
日程第5 議案第35号 引き続き特定貸付けを行っている旨の証明について（報告）
日程第6 議案第36号 農用地利用集積計画（案）について

審議事項は次のとおりである。

（1） 農地転用届出による専決処分について

【事務局長】 本日も、1番委員（会長）が欠席でございます。会議の議長は会長職務代

理者をお願いします。それでは、本日の開会に当たりまして、深澤職務代理
からご挨拶をお願いいたします。

会長職務代理者が開会を宣言した。（開会の時間： 午後 1 時 3 0 分）

【議 長】 ただいまの出席委員は、13名でございます。農地利用最適化推進委員5
名が出席していただいております。定足数に達しておりますので、会議は成
立いたしました。

次に、農業委員会会議規則第13条第2項により議事録署名委員を指名さ
せていただきますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

【議 長】 ご異議なしということでございますので、5番委員、6番委員を指名さ
せていただきます。

それでは、議案書3から5ページ、4. 報告事項の（1）活動状況につい
て、（2）農地の異動状況について、（3）県許可の状況について、事務局か
ら説明をお願いいたします。

【事務局長】 （先月の活動状況、農地の異動状況、県許可の状況を報告した）

【議 長】 報告事項が終了いたしました。

ただいまの報告につきまして、何かご質問等がありましたらお伺いいたし
ます。ございませんか。

（「なし」の声あり）

【議 長】 ないようでしたら、この程度にさせていただきます。

本日は傍聴希望者がございます。傍聴につきましては、農業委員会会議規
則第14条で委員会の会議は公開とすると規定されておりますので、この規
定に基づき、傍聴の許可をしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

【議 長】 異議なしということでございますので、傍聴を許可いたします。傍聴人
を入室させてください。

暫時休憩いたします。

（休 憩）

【議 長】 再開いたします。

これより5. 付議事項に入ります。

【議長】 それでは、再開いたします。

議案書6ページ、日程第1、議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号8について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主査】 農地法第3条では、農地、または採草放牧地についての権利を移転、または設定する場合には、原則として農業委員会の許可を受けなければならない旨を規定しております。これは、権利の設定、移転の機会を捉えて、農地などが資産保有目的、投機目的等の対象として、農業者以外の者によって取得されないようにするとともに、生産性の高い農業経営者によって効率的に利用されることにより、農業生産力の維持拡大を図ることを趣旨としたものです。

受付番号8、申請地は、中河内字■■■■■■■■■■、台帳地目、田、現況地目、畑、■■■■平米、同じく■■■■■■■■■■、台帳地目、田、現況地目、畑、■■■■■■■■■■、譲受人は、杉久保北■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、譲渡人は、中河内■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、権利の種類は、所有権の移転、目的は、経営規模拡大です。現地の案内図及び写真については、資料1でございます。以上でございます。

【議長】 提案説明が終わりました。地区委員の意見を伺います。12番委員。

【12番委員】 それでは、譲受人の■■■■■■■■■■氏の経営概況から説明させていただきます。

平成25年に、息子さんの■■■■さんが農業生産法人を立ち上げられました。その後、経営の規模拡大を進めてこられました。現在の経営内容ですが、農業従事者は、家族4名、常時雇い2名、パート1名です。主にキャベツ、レタス、ホウレンソウ、水稻を中心とした作物を生産されております。今回の所有権の移転で譲り受けられた土地につきましては、既に以前から■■■■■■氏から借り受けて耕作されておりました。現地を確認してまいりましたところ、現在はキャベツが植えられており、農地として適切な管理もされておりましたので、何の問題もないかと思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。

【議長】 それでは、事務局から詳細説明をお願いいたします。

【主査】 ■■さんの農家世帯としての状況なのですが、■■■■さん、妻の■■さん、長男の■■さん、長男の奥様の■■さんの4人が農業従事者だそうです。経営主は、令和2年の農家台帳では、長男の■■さんになっております。農業への従事状況に関してですが、■■さんの農業経験年数は48年、農業従事日数は300日、妻の■■さんの農業経験年数は46年、農業従事日数は340日、長男の■■さんの農業経験年数は10年、農業従事日数は340日、■■さんの奥様の■■さんの農業経験年数は10年、農業従事日数は300日だそうです。■■さん世帯の現在の農業経営面積なのですが、こちらは自作地で、畑のみで■■■■■■■■■■平米で、下限面積である30アールを超えております。機械は、トラクター1台、耕運機4台、田植機1台、コンバイン1台を所有しております。また、今回、移転する農地周辺の農業への影響はなしと申請書に記載がございます。機械の面、労働力の面、技術の面のどれから見ても、譲受人として問題ないと思います。そのほか、許可をすることができない場合が定められております農地法第3条第2項各号に該当する項目はございません。この案件に関して、特に問題ないと思われます。以上でございます。

【議長】 それでは、現地調査班の意見をお伺いいたします。3番委員。

【3番委員】 昨日、現地調査に行っていました。農地はキャベツを植えつけられて、やや草が多いかなという感じもございますけれども、ちゃんと植えつけられておりました。西側に畑とハウスがございまして、南北は道路、東側は田んぼということになっております。東側の田んぼの境にはコンクリートブロックで土留めがしてあり、コンクリートブロックより大分上に道路があります。高く盛られておまして、雨のときとか、そういうときには田んぼのほうに流れ出るのではないかなというふうな懸念がございまして、土留めの東側を何とかしてもらえれば、許可しても差し支えないかなと思っております。以上です。

【議長】 それでは、受付番号8について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

代替地を探したところ、申請者と合意が形成できたことから、申請がされました。

資料 2-1 の左下の現地図をご覧ください。今回の申請地ですが、農地の立地基準につきましては、第 3 種農地になります。こちらは、申請地の周囲が住宅の用もしくは事業の用に供する施設等が連たんしていることから、第 3 種として判断ができます。

続きまして、資料 2-2、土地利用計画図をご覧ください。図は、上側が北を指しております。申請地にございます梅の木を抜根いたしまして、整地、転圧して、砂利敷きの駐車場を整備するという計画になっております。申請地の周囲につきましては、北側の宅地との境界部分には、既存のコンクリートブロック 2 段とネットフェンスがございます。また、南側は道路、東西は排水路となっておりまして、農地等はございません。

続いて、断面図でございますが、A-A、B-B と対応しております。A が東西、B が申請地を南北に切った断面図になります。申請地の敷地面を排水路の土留めの擁壁や、南側道路との L 型側溝より 5 センチ前後低くしまして、雨水等については砂利敷きによる敷地内浸透処理とする計画になっております。

以上、転用が不確実とされる要因は確認できず、周囲の土地への被害防除等も図られていることから、転用やむなしと思われれます。以上です。

【議 長】 現地調査班の意見をお伺いいたします。3 番委員。

【3 番委員】 現地はきれいに管理されておりました。四方を道路に囲まれておりました。ほかに畑等がございませんので、問題ないと思われれます。

【議 長】 それでは、受付番号 4 について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 質疑、意見もないようございますので、受付番号 4 について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員であります。よって、許可相当とさせていただきます。

次に、議案書 8 ページ、日程第 3、議案第 3 3 号 引き続き農業を行っている旨の証明についてを議題といたします。

受付番号 2 3 について、事務局から提案説明をお願いをいたします。

【管理係長】 説明させていただきます。

この証明は、農地の相続税納税猶予制度を受けている方が、3 年ごとに引き続きこの特例を受けたい旨の継続届出書を税務署へ提出する際に必要なものでございます。過去 3 年間において相続税の納税猶予を受けている農地を農地として管理してきたかということを農業委員会が証明するものでございます。

議案書 8 ページ、受付番号 2 3、被相続人は、中河内■■■■■■、■■■■■■、相続人は、中河内■■■■■■、■■■■■■、引き続き農業を行っている期間は、平成 2 9 年 6 月 2 7 日から令和 2 年 6 月 2 5 日までです。特例農地等の明細ですが、中河内字■■■■■■、現況地目、田、台帳地目、田、農振農用地区域内、■■■■平米、ほか■■筆、合計、■■■■平米、議案書のとおりでございます。なお、No. 8、■■■■■■■■■■は、現況地目、畑、台帳地目、宅地でございますが、筆、■■■■■■■■■■平米の敷地内のうち、■■■■平米のハウスがあり、この部分を農地として申請しているものであります。事務局で 6 月 1 2 日に現地調査をしたところ、農地として適正に管理されていまして、特に問題ないものと思われま

【議 長】 それでは、受付番号 2 3 について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号 2 3 について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書 1 0 ページ、日程第 4、議案第 3 4 号 引き続き特定貸付

けを行っている旨の証明についてを議題といたします。

受付番号5について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【管理係長】 この証明は、相続税納税猶予の特例適用を受けている農地について、特定貸付をしている方が、3年ごとに引き続き相続税納税猶予の特例を受けたい旨の継続届出書を税務署へ提出する際に必要な証明です。こちらも同じく、過去3年間において相続税の納税猶予を受けている農地が特定貸付され、農地として利用されているかという部分を農業委員会が証明します。

受付番号5、被相続人は、中河内■■■■■■、■■■、相続人は、中河内■■■■■■、■■■、引き続き特定貸付を行っている期間は、平成29年6月27日から令和2年6月25日までです。特例農地等の明細ですが、中河内字■■■■■■■■■■、現況地目、田、台帳地目、田、農振農用地区域内、■■■平米、ほか■筆、合計、■■■■■■平米、議案書のとおりでございます。また、補足で説明させていただきます。今回の場合で言う特定貸付は、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の作成による貸付であり、令和6年12月31日まで貸付をしているものです。事務局で6月12日に現地調査をしたところ、農地として適正に管理されていましたので、特に問題はないと思われます。本日、委員の皆様にご了承していただきましたら、証明を発行いたしまして、当事者へ通知をします。

【議長】 それでは、受付番号5について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号5について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書11ページ、日程第5、議案第35号 引き続き特定貸付

けを行っている旨の証明について（報告）を議題といたします。

受付番号4について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【管理係長】 今回報告とさせていただいておりますことの説明でございます。

当初、本件の申請は、先月、5月の定例総会、日程第2、議案第28号、受付番号21にて、引き続き農業を行っている証明の審議の中でご承認いただいた中に含まれておりました。その後、証明を発行し、申請者へ通知をする際に、今回報告します■筆については、特定貸付を行っていたことが判明いたしました。農地として管理されていることは既に確認済みであること、申請者が税務署へ提出する期限が迫っていたことから、証明の発行を専決で行ったことを報告するものであります。引き続き3年間という条件の下では、期間中に状況が変化することもあり得ますので、今後は申請の際に貸付や売買についての確認をさらに精査するようにいたします。

受付番号4、被相続人は、社家■■■■■■■■、■■■■、相続人は、社家■■■■■■■■、■■■■、引き続き特定貸付けを行っている期間は、平成29年4月27日から令和2年5月22日までです。特例農地等の明細ですが、中河内字■■■■■■■■、現況地目、田、台帳地目、田、農振農用地区域内、■■■■平米、ほか■筆、合計、■■■■■■■■平米、議案書のとおりでございます。こちらも補足で説明させていただきます。今回の場合で言う特定貸付は、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の作成による貸付であり、令和4年12月31日まで貸付をしているものであります。事務局で5月12日に現地調査をしたところ、農地として適正に管理されており、問題はありませんでした。以上につきまして、当事者へ既に専決で通知をしたことを報告するものであります。

【議長】 それでは、受付番号4について、質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

【議長】 ないようですので、受付番号4について、専決した旨を了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【議長】 異議なしということでございますので、了承とさせていただきます。

基盤強化促進法による農用地利用集積のほか、農地中間管理事業の推進に関する法律により、農地を中間管理機構に貸付、農地中間管理機構、以下、機構と省略させていただきますが、機構がその農地規模を拡大したい方や、新しく農業を始めたい方などに貸し付ける農地中間管理事業という仕組みがございます。機構とは、農地中間管理事業推進に関する法律により、都道府県に1つ設置されるもので、神奈川県では、公益社団法人神奈川県農業公社が県知事により指定されております。特に農地をまとまった形で集約化して担い手へ貸し付けることで、次のようなメリットがあるとうたわれております。貸す側のメリットとしては、賃料が機構から確実に支払われること、借り手が決まるまでは機構を農地が管理していることなどが挙げられております。借り手側のメリットとしては、機構との契約だけで済むために、複数の貸し手がいた場合でも賃料を機構に払うだけでまとまった農地を拡充することができる場合があり、農作業の効率化により生産性が向上することが挙げられております。以上が農地中間管理事業の仕組みの概要でございます。

今回、この仕組みを使って貸し借りをしたいという集積計画の提出が市長に対してございました。この集積計画は、貸し手と機構との計画と、機構と借り手との計画が一活されたものでございます。農業委員会としては、通常の農地利用集積計画と同様に、決定するかどうかをご審議いただき、ご決定いただければ、貸し手、機構、借り手に至るまでの集積、配分が一括して権利設定されるものでございます。

それでは、受付番号26及び27についてですが、神奈川県農業公社を通しての借り手は、大谷南■■■■■■■■、■■■■■、貸し手は、綾瀬市早川■■■■■■■■、■■■■■、貸し借りする農地は、大谷字■■■■■■■■■■■■、現況地目、田、■■■■平米、■筆、議案書のとおりでございます。貸し借りの種類は、使用貸借権の設定、利用目的は、水田、貸し借りの期間は、令和2年7月1日から令和6年12月31日までの5年間になります。農用地区域内1件の新規の計画になります。農用地利用集積計画の法定要件が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項では、借り手の要件として、耕作または養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して

耕作または養畜の事業を行うと認められていることなどが挙げられておりますが、農地中間管理機構が農地中間管理事業の実施によって利用権の設定等を受ける場合にはこの限りではないとされておりますので、この件については特に問題ないと思われます。

【議長】 それでは、受付番号26と受付番号27について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号26と受付番号27について、一括して採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

続きまして、議案書13ページ、受付番号28と受付番号29について、皆様にお諮りいたします。

28と29も関連がございますので、これを一括して審議をし、採決も一括して行いたいのですが、これにご異議ございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号28と受付番号29について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主事】 受付番号28及び29は、神奈川県農業公社を通しての借り手は、大谷南■■■■■■■■■■、■■■■■、貸し手は、相模原市中央区星が丘■■■■■■■■■■、■■■■■、ほか■名、貸し借りする農地は、大谷字■■■■■■■■■■、現況地目、田、■■■■■平米、■筆、議案書のとおりでございます。貸し借りの種類は、使用貸借権の設定、利用目的は、水田、貸し借りの期間は、令和2年7月1日から令和6年12月31日までの5年間になります。こちら、農業振興地域内での新規の計画になります。農地利用集積計画の法定要件が定められている、農業経営基盤強化促進法第18条第3項では、借り手の要件として、耕作または養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作または養畜の事業を行うと認めていること

などが挙げられておりますが、こちらも農地中間管理機構が農地中間管理事業の実施によって利用権の設定等を受ける場合にはこの限りではないとされております。

また、今回、貸し手は4名で、持分、合計すると5分の4となっております。残りの5分の1を3名が所有しているそうですが、こちら、ほかの4名と音信不通で、所在が確認できない状態でございます。この場合、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の第4号では、持分の過半数の同意が得られれば、20年以内の期間であれば、利用権の設定を行うことができるとされておりますので、この案件については問題ないと思われま

す。なお、補足ですが、今回、この土地につきましては、長年、耕作放棄地となっております。しかし、今回、中間管理機構を通しての貸し借りの話がまとまったために解消する見込みとなったことをお伝えさせていただきます。

【議長】 それでは、受付番号28と受付番号29について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号28と受付番号29について、一括して採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

続きまして、受付番号30と受付番号31について、皆様にお諮りいたします。

30と31も関連がございますので、これを一括して審議し、採決も一括して行いたいのですが、これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号30と受付番号31について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主事】 受付番号30及び31、神奈川県農業公社を通しての借り手は、下今

が、市街化区域内の農地をあらかじめ農業委員会に届け出て転用する場合には、許可を要しないこととなっております。それを定めているのが、農地法第4条第1項第8号と農地法第5条第1項第7号になります。

では、議案書の14ページをご覧ください。農地法第4条第1項第8号の規定による届出について記載されております。届出期間につきましては、令和2年5月1日から5月31日までの間に届出がされたものになります。

受付番号6の1件、田、0平米、畑、499.96平米、合計、499.96平米になります。

続きまして、議案書の15ページから17ページをご覧ください。農地法第5条第1項第7号の規定による届出について記載されております。届出期間につきましては、同じく令和2年5月1日から5月31日までの間になります。

受付番号32から37までの6件で、田、2,250平米、畑、727.63平米、合計、2,977.63平米になります。

以上、これらにつきまして、専決処分で受理したことを報告いたします。

【議長】 それでは、農地法第4条、受付番号6、農地法第5条、受付番号32から37について、一括して質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、農地法第4条の受付番号6、農地法第5条の受付番号32から37については、一括了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしということですので、一括して了承とさせていただきます。

次に、7. その他について、委員の皆様から何かございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【議長】 事務局からは。

【事務局長】 ございません。

【議 長】 ないようですので、本日の定例総会は終了いたします。長時間、ありがとうございました。

— 了 —